

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響によりさまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するために住民税非課税世帯等に給付している臨時特別給付金を受給資格があるにもかかわらず申請していない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行います。

### 支援対象世帯

- 住民税均等割非課税世帯  
基準日（6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象外）

**給付額** 1世帯当たり10万円

※1世帯1回限り。家計急変世帯給付金との重複受給はできません。また、すでに令和3年度住民税非課税世帯に対する給付金を受け取った方は対象外。

**申請方法** 対象と思われる世帯に対し、7月下旬から順次「臨時特別給付金支給要件確認書」または「臨時特別給付金請求書」を世帯主へ送付します。同封した記入例を参考に対象要件に合致することをご確認の上、必要書類をご提出ください。

**申請期限** 9月30日(金) (必着)

### 配偶者からの暴力 (DV) を理由に避難している方

今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、手続きをすると避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。

**問合せ** 市臨時特別給付金コールセンター

☎0120(207)191 (受け付けは8:30~17:15 (土曜・日曜日、祝・休日を除く))

**担当** 福祉長寿課臨時特別給付金担当

☎046(255)8820 (FAX)046(255)3550

## 市消防本部・消防署職場説明会

市職員（消防職）採用試験の受験を希望する方を対象に職場説明会を開催します。消防職員が自治体消防の取り組みなどについてプレゼンテーションや訓練展示などを行います。

**日時** 8月6日(土)13:30~16:20 (13:00受付開始)

**場所** 市消防本部 (相武台1-48-1)

**対象** 平成7年4月2日~平成17年4月1日生まれで、令和4年度市職員（消防職）採用試験の受験を希望する方

**定員** 50人程度 (申込順)

**申込** 8月5日(金)までに市ホームページから電子申請または申込用紙(市ホームページからダウンロード可)を記入の上、ファクスで担当へ

**担当** 消防総務課 ☎046(256)2212 (FAX)046(256)2215



## 座間市議会第1回(7月)臨時会で補正予算を可決

### 座間市プレミアム付商品券

市内店舗で利用可能なプレミアム付商品券を発行します。

**種類** 紙商品券および電子商品券

**発行総数** 12万セット

**購入限度** 1世帯15セットまで (希望冊数を調整する場合あり)

**販売価格** 1セット3,500円 (利用可能額5,000円)

**構成内容** ▼紙商品券=共通券(全登録店舗で使用可)500円×7枚、専用券(売場面積1,000平方メートル未満の中小規模店舗で使用可)500円×3枚 ※お釣りは出ません。  
▼電子商品券=共通券3,500円分、専用券1,500円 ※1円単位で使用可。

**対象** 市内在住者

**申込開始時期** 8月中旬 (予定)

※申込・販売方法、利用開始時期や店舗募集方法など詳しくは、決まり次第、本紙や市ホームページなどでお知らせします。

**担当** 商工観光課 ☎046(252)7604 (FAX)046(255)3550

### 10月検針分から水道料金を20パーセント減免

市上下水道局では、10月~令和5年3月に検針を行う水道料金について、水道を使用中の全ての皆さんを対象に一律20パーセントの減免を行います。詳しくは、改めて本紙や市ホームページなどでお知らせします。

※減免に伴う申請は不要です。

**担当** 経営総務課 ☎046(252)8541 (FAX)046(257)4155

● 市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラっとざま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。申し込みは、特に記載がなければ発行日以降にお願いします。

## くらし・地域

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

## 最近の消費生活相談事例

### 住宅の不具合を指摘して不安をおおる「点検商法」に注意しましょう

「無料で点検します」と自宅に訪問してきた業者から不安をおおられ、不要不急のリフォーム工事などをさせられたというような相談事例が増えています。消費について困ったときや、判断に迷う場合は、消費生活センターへご相談ください。

#### 相談事例

- 「近所で屋根の工事をしている。お宅の屋根が傷んでいるように見えたので点検してもいいか」と言われ、点検後に工事を急かされ、見積もりの前に契約書にサインさせられた。
- 「台風の影響で家に損傷がないか、この辺を回っている。お宅の雨どいが歪んでいるようだが、火災保険の保険金で無料で修理ができる。詳しく点検をさせてほしい」と言われ、業者の指示通りに保険会社へ申請したが、「雨どいに支障はない」と言われた。
- 業者から見せられた点検の映像が本当に自分の家のものだったか疑問。

#### アドバイス

- 点検と称して訪問してくる業者は、言葉巧みに消費者の不安をおおろうとします。たとえ「無料で点検」と言われても、簡単に応対しないようにしましょう。冷静な判断ができないまま契約をしてしまう可能性があります。
- 点検の結果、業者から工事を勧められたとしても、その場で契約しないようにしましょう。複数の業者から見積もりを取って比較検討することが大切です。
- 火災保険での修理に応じずに、まず加入先の損害保険会社または代理店に相談してください。「台風で壊れたことにすればよい」などと事実と異なる申請を促す業者もいますが、虚偽の事実を告げることは絶対にしないでください。
- このようなトラブルに遭ったら、1人で抱え込まずに、消費生活センターへ相談しましょう。

### ご利用ください消費生活センター

消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

**受付** 月曜~金曜日9:30~12:00、13:00~16:00 (年末年始、祝・休日を除く)

※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

**相談方法** 電話または直接同センターへ (市役所1階広聴人権課内)

**専用電話** ☎046(252)8490 (受付時間外は☎188へ)

**担当** 広聴人権課 ☎046(252)8146 (FAX)046(252)0220

## 市立小・中学校の学校閉庁日

市立の小・中学校では、次の日程で、原則勤務者を置かず、学校として対外的な業務を行わない「学校閉庁日」を設けています。

**学校閉庁日** 8月9日(火)~15日(月) (4日間)

※学校閉庁期間中の事件・事故などの緊急連絡は担当で受け付けます(8:30~17:15)。

**担当** 学校教育課 ☎046(252)8739 (FAX)046(252)4311

地域でただいま活躍中!安全・安心な地域づくり!

連載

# 自治会トピックス

ひばりが丘睦自治会

### 三年ぶりに行事再開

新型コロナウイルスの前は、ひばりが丘地区自連の他の自治会にも声をかけ、また、自治会員のほかに近隣の方々も集まり、11月には秋祭りも兼ねた親睦会、12月のおもちつき、1月は新年会と、にぎやかに活動していました。令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大を懸念し、ワクチン接種も当初は進まない状況もあって行事を中止しましたが、今年度からは、感染症対策をしながら役員の方々のご理解とご協力により再開します。ひばりが丘睦自治会 会長 玉造光博



おもちつきの様子

自治会への加入などは、自治会総連合会事務局☎(FAX)046(252)8751へお問い合わせください。

**担当** 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550